

また、義務教育の円滑な実施に資するため、市町村では経済的理由により就学困難と認められる要保護及び準要保護児童生徒の保護者に対し、学用品費及び学校給食費等の援助を行っています。この就学援助を受けた要保護及び準要保護児童生徒数は、平成25年度には10,906人となり、平成19年度の10,288人から618人増加しました。

就学援助率は、平成25年度において全国では15.42%のところ、群馬県は6.61%となっており、都道府県別に見れば低い方から3番目となっています。

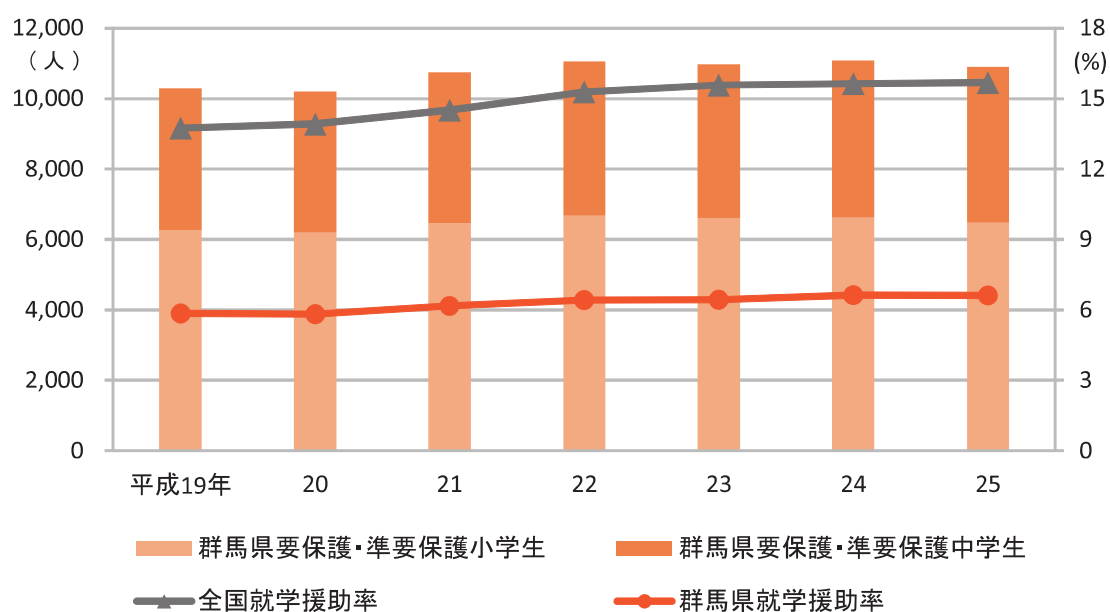
[表 要保護及び準要保護児童生徒数、就学援助率]

上段が要保護及び準要保護児童生徒数、下段が就学援助率

	平成19年度	平成25年度	増減
群馬県	10,288人 5.85%	10,906人 6.61%	618人 0.76
全国	1,422,482人 13.75%	1,514,515人 15.42%	92,033人 1.67

(県教育委員会調べ、文部科学省「学校基本調査」)

[図 要保護及び準要保護児童生徒数(県)、就学援助率の推移]



(県教育委員会調べ、文部科学省「学校基本調査」)

(4) 非正規雇用労働者の増加

本県の非正規雇用労働者の数は、平成24年には319,900人となり、平成14年における261,800人から58,100人増加しています。また、非正規雇用労働者の割合についても、平成24年に38.3%と、平成14年の32.3%から6.0ポイント増加しています。

本県における男女別の非正規雇用労働者の割合をみると、平成24年において男性21.9%のところ、女性は58.0%と男性の約2.6倍になっています。

[表 非正規雇用労働者の数、割合] 上段が非正規雇用労働者の数、下段が割合

	平成14年	平成24年	増 減
群馬県	261,800人 32.3%	319,900人 38.3%	58,100人 6.0
男性	74,200人 15.9%	99,800人 21.9%	25,600人 6.0
女性	187,700人 54.6%	220,100人 58.0%	32,400人 3.4
全 国	16,206,200人 31.9%	20,427,100人 38.2%	4,220,900人 6.3
男性	4,780,300人 16.4%	6,482,700人 22.1%	1,702,400人 5.7
女性	11,425,700人 53.0%	13,944,400人 57.5%	2,518,700人 4.5

※端数処理のため合計が合わないことがあります。

(総務省「就業構造基本調査」)

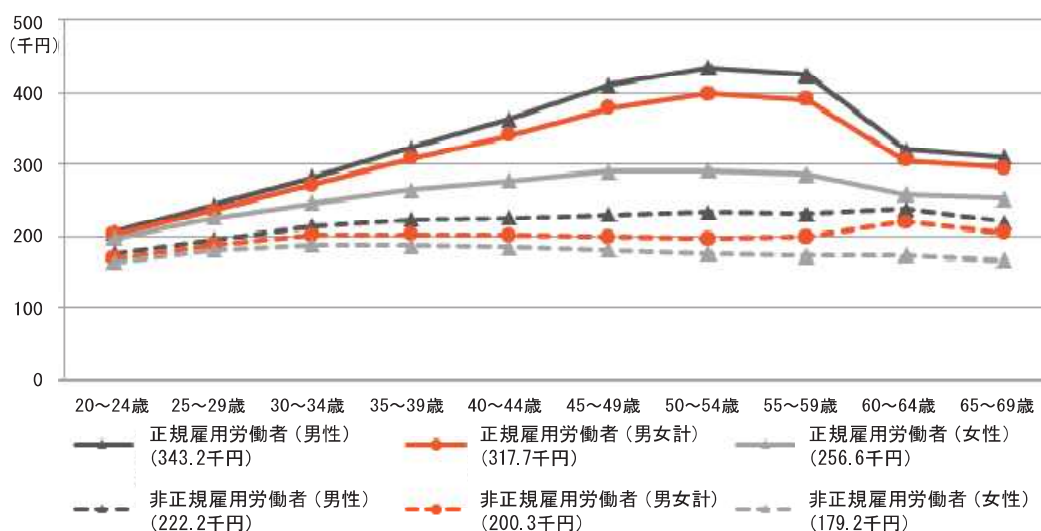
「平成26年賃金構造基本統計調査の概況（厚生労働省）」によると、平成26年6月の雇用形態別賃金※は、正規雇用労働者317,700円、非正規雇用労働者200,300円となっています。男女別にみると、男性では正規労働者343,200円、非正規雇用労働者222,200円、女性では、正規雇用労働者256,600円、非正規雇用労働者179,200円となっています。

年齢階級別にみると、正規雇用労働者は年齢階級が高くなると賃金が上昇し、50歳代にピークを迎えますが、非正規雇用労働者は男女いずれも年齢階級が高くなっても賃金の上昇があまり見られません。

男女別の正規雇用労働者の賃金に対する非正規雇用労働者の賃金の割合は、男性で65%程度、女性で70%程度となっています。

※ここでいう賃金は、平成26年6月の平均所定内給与額である。所定内給与額は、労働契約等により支給された現金給与額から超過労働給与額を差し引いた額で所得税等を控除する前の額をいう。

[図 雇用形態、性、年齢階級別賃金（全国 平成26年6月）]



平成26年6月の賃金の状況 (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成)

(5) ひとり親家庭の増加

本県の母子世帯数は、平成23年には23,356世帯であり、平成18年の20,118世帯から3,238世帯、16.1%の増加となっています。

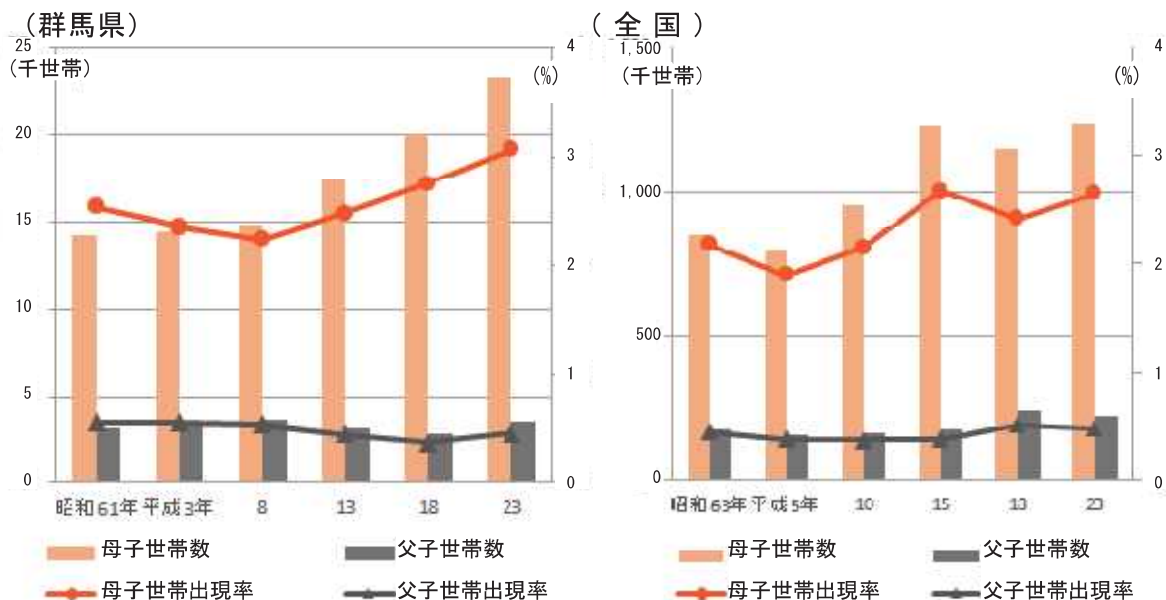
また、父子世帯数は、平成23年には3,459世帯であり、平成18年の2,811世帯から648世帯、23.1%の増加となっています。

[表 ひとり親家庭数]

		平成18年	平成23年	増減
群馬県	母子	20,118世帯	23,356世帯	3,238世帯 (16.1%)
	父子	2,811世帯	3,459世帯	648世帯 (23.1%)
全国	母子	1,151,000世帯	1,238,000世帯	87,000世帯 (7.6%)
	父子	241,000世帯	223,000世帯	▲18,000世帯 (▲7.5%)

(県児童福祉課「母子世帯等実態調査」、厚生労働省「全国母子世帯等調査」)

[図 母子世帯及び父子世帯数の推移]



(県児童福祉課「母子世帯等実態調査」、厚生労働省「全国母子世帯等調査」)

離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、生活の安定と自立促進及び児童の福祉増進を図ることを目的として支給する児童扶養手当の受給者数は、平成25年度末には15,950人であり、平成15年度末の12,298人から3,652人、29.7%の増加となっています。

[表 児童扶養手当受給者数]

	平成15年度	平成25年度	増減
群馬県	12,298人	15,950人	3,652人 (29.7%)
全国	871,161人	1,073,790人	202,629人 (23.3%)

(厚生労働省「福祉行政報告例」)